

第二種特定鳥獣管理計画(第5期ニホンジカ管理)(案)
議論の経過

1 環境審議会(諮問)における意見

- (1) 開催日 令和2年7月9日(木)
(2) 意見及び対応

出された意見	対応
○捕獲技術を持つ専門家の人材確保・育成は重要であるが、第5期計画ではどのような取組を考えているか。	○県では平成30年度から高度な捕獲技術と知見人材育成を行っており、第5期計画においても捕獲技術者の育成に取り組む旨を記載(P31)。
○捕獲効率(捕獲者1人1日あたりの捕獲頭数、捕獲のしやすさを示す)を算出し、管理に活用してはどうか。	○狩猟登録者から報告される出猟カレンダーから捕獲効率を算出、分析し、効果的・効率的な捕獲の実現のために活用を図っていくことを記載(P32)。
○今後、伐採適期を迎える植林地が増え、伐採地に生える草地がニホンジカの餌となることが予想されるため、伐採と侵入防止柵の設置はセットで行い、ニホンジカの餌を増やさない視点を計画に入れることが必要。	○伐採地に生える草地の増加は、ニホンジカの個体数増加の一因となることから、生息環境管理として造林新植地などにおける侵入防止柵の設置を記載(P34)。

2 第1回、第2回ニホンジカ専門部会における検討内容

- (1) 開催日 令和2年7月31日(金)、10月20日(火)
(2) 委員(敬称略)

部会座長 岸元 良輔 (NPO 法人信州ツキノワグマ研究会理事長)
委員 竹田 謙一 (信州大学農学部准教授)
" 谷澤 恭子 (林野庁中部森林管理局技術普及課長)
" 上沢 政裕 ((一社)長野県猟友会常務理事)
" 飯島 勇人 (国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所主任研究員)
" 黒江 美紗子 (長野県環境保全研究所研究員)
" 柳澤 賢一 (長野県林業総合センター育林部研究員)
" 近藤 浩 (長野県環境部自然保護課企画幹兼課長補佐)
" 菅澤 勉 (長野県農政部農業技術課副主任専門技術員)
" 清水 靖久 (林務部森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室長)

(3) 意見及び対応

出された意見	対応
○農業被害額は被害があっても報告されない場合があるため、他県の取組を参考に集落アンケート等により定量的に農業被害を把握することが必要。	○農業被害については、集落アンケートを実施するなど、定量的な調査について検討を行っていく旨を記載(P38)。
○糞粒法調査では、スキー場跡地や牧草地などシカが集まりやすい場所が高密度となっており、このような捕獲しやすい場所で捕獲を推進する必要がある。ただし放牧中は捕獲が困難であるので、牧場の実情に合わせた捕獲が必要。	○指定管理鳥獣捕獲等事業などを活用し、高標高域などで捕獲を推進する旨を記載(P31)。牧草地での捕獲は牧場管理者等の地元関係者と調整をしながら進めていく。
○ニホンジカの管理は捕獲数の実績のみで評価するのではなく、複数の成果指標(森林下層植生衰退度、糞粒密度、農業被害の定量的調査など)を用いて、管理の効果、検証を行うことが必要。	○第5期計画において、複数の指標の活用を検討していく旨を記載(P37～38)。

3 第1回特定鳥獣保護管理検討委員会における検討内容

(1) 開催日 令和2年11月2日(月)

(2) 委員(敬称略)

- 座長 上原 貴夫(上田女子短期大学教授)
- 委員 竹田 謙一(信州大学農学部准教授)
- 〃 武重 正史(長野県農業協同組合中央会専務理事)
- 〃 市川 覚((一社)長野県農業会議副会長)
- 〃 竹入 正一((一社)長野県猟友会会長)
- 〃 辻 明子(自然観察指導員長野県連絡会代表)
- 〃 岸元 良輔(NPO 法人信州ツキノワグマ研究会理事長)
- 〃 井上 元晴(代理出席・林野庁中部森林管理局技術普及課 課長補佐)
- 〃 有山 義昭(環境省信越自然環境事務所野生生物課長)
- 〃 陸 齊(長野県環境保全研究所研究員)
- 〃 田中 裕二郎(長野県林業総合センター育林部長)

(3) 意見及び対応

出された意見	対応
○信州大学の調査では、牧草地で捕獲したニホンジカの妊娠率は100%であったことから、廃業した牧場やスキー場等がシ	○県内公共牧場のうち、廃業または柵があってもメンテナンスができていない等、ニホンジカ対策に対し何らかの課

<p>カの餌場になっていること、牧草地がニホンジカ増加の一因であることを関係者（県農政部、牧草地の所有者等）が情報を共有し、連携して対策に取り組むことが必要。</p>	<p>題がある牧場は84%と聞いている。県農政部等と情報共有を図り、牧草地において捕獲を推進するとともに、牧草地の生息環境管理を行う旨を記載(P34)。</p>
<p>○乗鞍は糞粒法調査結果では生息密度が高く、高山植物のある国立公園であるため、重点捕獲区域の設定が必要ではないか。</p>	<p>○重点捕獲区域は、高密度の管理ユニットのうち特に高密度の生息地に設定している。糞粒法調査は局所的な地点(1km²)の生息密度であり、乗鞍が含まれる管理ユニット(北アルプス南部)全体で見ると高密度の状態ではない。計画期間の中間に計画の見直しを行うこととしていることから(P18)、モニタリングを継続し、必要な場合は重点捕獲区域への追加等を行う。</p>

4 環境審議会（中間報告）における意見

(1) 開催日 令和2年11月17日(火)

(2) 意見及び対応

出された意見	対応
<p>○県内では通年有害捕獲が行われている地域があり、このような状況では狩猟の捕獲数が伸びないため、有害捕獲(捕獲報奨金)に頼らない捕獲の仕組みづくりが必要。</p>	<p>○第5期計画ではこれまで捕獲が進んでいなかった牧草地等の高密度生息地で持続可能な管理捕獲を実施するとともに、これまでと同様、里山周辺での有害捕獲や狩猟者による捕獲の推進により、双方による捕獲の取組が重要と考えている。狩猟者を増やす取組は重要であることから、ハンター養成学校等(P31③)の取組を継続し、仕組み作りについても検討していく。</p>
<p>○管理計画の内容が現場(市町村担当者、捕獲従事者など)まで周知されていないため、十分な周知が必要。</p>	<p>○市町村担当者、捕獲従事者に対して分かりやすい資料を作成し周知を図っていく。</p>
<p>○「生息環境管理」という名称は、地域住民が責任を持って管理するという意味で「地域環境管理」という名称にすべきではないか。</p>	<p>○「生息環境管理」(P34)という名称は、全国的に認知されている言葉であるため、現行どおりの記載とする。</p>

5 第3回ニホンジカ専門部会における検討内容

(1) 開催日 令和3年2月12日(金)

(2) 委員(敬称略)

- 部会長 岸元 良輔 (NPO 法人信州ツキノワグマ研究会理事長)
- 委員 竹田 謙一 (信州大学農学部准教授)
- 〃 井上 元晴 (代理出席・林野庁中部森林管理局技術普及課 課長補佐)
- 〃 上沢 政裕 ((一社)長野県猟友会常務理事)
- 〃 飯島 勇人 (国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所
主任研究員)
- 〃 黒江 美紗子 (長野県環境保全研究所研究員)
- 〃 柳澤 賢一 (長野県林業総合センター育林部研究員)
- 〃 菅澤 勉 (長野県農政部農業技術課副主任専門技術員)
- 〃 清水 靖久 (林務部森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ振興室)

(3) 意見及び対応

出された意見	対応
○ニホンジカの捕獲がしづらくなった理由について、管理ユニットごとの理由に加え、近年の強い捕獲圧によって従来に比べてニホンジカの警戒心が増したことも要因の一つとして考えられるため記載が必要。	○捕獲がしづらくなっている理由について、管理ユニットごとに理由を記載し、警戒心に関する記述を記載 (P12)。
○個体数を抑制するにはメスジカの捕獲が有効である。その一方、分布拡大の最先端地域では、オスジカの出没割合が高いため、このような地域では、オス・メス問わずに、積極的な捕獲を推進していく必要がある。なお、わな猟ではメスジカの選択的捕獲は困難であるが、銃猟による選択的捕獲が可能な場合にメスジカの捕獲を推進する旨の記載が必要。	○御意見を踏まえた内容を記載 (P19)。

6 第2回特定鳥獣保護管理検討委員会における検討内容

(1) 開催日 令和3年3月2日(火)(書面開催)

(2) 委員(敬称略)

- 座長 上原 貴夫(上田女子短期大学教授)
- 委員 泉山 茂之(信州大学農学部教授)
- 〃 竹田 謙一(信州大学農学部准教授)
- 〃 武重 正史(長野県農業組合中央会専務理事)
- 〃 櫻井 肇(長野県森林組合連合会理事参事)
- 〃 市川 覚(一般社団法人長野県農業会議副会長)
- 〃 竹入 正一(一般社団法人長野県猟友会会長)
- 〃 辻 明子(自然観察指導員長野県連絡会代表)
- 〃 岸元 良輔(NPO法人信州ツキノワグマ研究会理事長)
- 〃 谷澤 恭子(林野庁中部森林管理局技術普及課長)
- 〃 有山 義昭(環境省信越自然環境事務所野生生物課長)
- 〃 陸 斉(長野県環境保全研究所研究員)
- 〃 田中 裕二郎(長野県林業総合センター育林部長)

(3) 意見及び対応

出された意見	対応
○捕獲者の確保が不可欠だが、狩猟免許の更新時や捕獲作業には費用と時間がかかる。捕獲に係る手続きの簡略化を図るとともに、県内で捕獲経費の補助制度が無い市町村があるため、県内一律の補助制度の検討が必要。	○捕獲経費の補助については多くの市町村が国交付金、県補助事業を活用しており、捕獲許可権限については希望する市町村に県から移譲を行っている(P11)。捕獲者の育成・確保については計画案(P31)の記載内容に取り組み、今後の状況を踏まえ必要に応じて補助金額の拡充など検討していく。
○県内でも捕獲事業に専念できるプロハンター制度の検討が必要。	○平成27年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する法人を「認定鳥獣捕獲等事業者」として知事が認定する制度を開始している旨を記載(P31)。